

今後の防疫対応強化策

1. 農林水産大臣主催の緊急都道府県農務部長会議の開催

農林水産大臣主催の緊急都道府県農務部長会議を開催し、感染予防・早期通報のための対策を徹底する。
会議の中で以下の点を徹底する

(注) 高病原性鳥インフルエンザが発生し、防疫作業が現在行われている都道府県については、防疫作業に支障が生じないよう弾力的な対応を図る。

2. 都道府県による農場の衛生管理の一斉点検

都道府県内の家きん飼養者が、1人残らず、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準及び飼養衛生管理チェック表を遵守するよう、都道府県が責任を持って点検・指導する。

【参考】基本的な飼養衛生管理

- ① 防鳥ネットに隙間・穴がないこと
- ② ねずみ等の野生生物を鶏舎内に侵入させないこと
- ③ 農場内専用の衣服・履き物を設置し、出入り時に必要な消毒を行うこと
- ④ 鶏へ給与する飲用水は、消毒されたものであること

3. 農場の都道府県に対する早期通報の徹底

都道府県は、当分の間、管内の家きん飼養者に対し、死亡羽数が通常の2倍以上になった場合、異常がある場合等に、都道府県に必ず報告するよう、指導する。